

市町村と府のアドバイザー制度の関係について

■市町村アンケートの実施

- 景観行政団体且つ景観アドバイザー制度をもつ市町村 ……11市
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、
箕面市、藤井寺市、交野市
- 景観行政団体且つ景観アドバイザー制度を持たない市町村 ……6市1町
高槻市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、東大阪市、太子町

■アンケート内容

- 対象事業の選定について
- 景観配慮に関する府庁内での情報共有について
- 景観形成に関する目標設定について
- 大阪府における景観アドバイザー制度について
- その他の意見

■アンケート結果

▶対象事業の選定について

《市町村からの主な意見》

①目標設定シート作成の対象事業

- ◆ 市町村へ意見照会した方がよい（4件）
- ◆ 府が選定した事業で構わない（12件）

②景観アドバイザー会議の対象事業

- ◆ 市町村へ意見照会した方がよい（7件）
- ◆ 府が選定した事業で構わない（9件）

※回答に添えられたコメント

- ・各市町村の公共施設の景観形成に関する方針やガイドラインに基づく協議が必要な事業も対象に加えてほしい
- ・市条例に基づく、大規模建築物届出制度や都市景観形成重点地区の届出制度に該当するケースも考えられるため、市町村への照会をフローに盛り込んだ方が確実ではないか
- ・景観計画地区近接地については、市町村への意見照会が望ましい

➤景観配慮に関する府庁内での情報共有について

《市町村からの主な意見》

事業課に共有すべき計画や規制

- ◆景観計画
- ◆景観条例、規則
- ◆景観ガイドブック
- ◆届出の手引き
- ◆公共施設景観形成基本方針 等

事業課に市町村景観担当を紹介する際の留意事項

- ◆府の景観部局に事業部局から事前相談があった場合は、早いタイミングで市の景観部局にも共有することが望ましい
- ◆ 地区によっては、景観担当以外の関係課とも調整が必要となる

➤景観形成に関する目標設定について

《市町村からの主な意見》

- ◆ 目標設定シートは市町村へ共有した方がよい（10件）
※市条例に基づく届出(通知)に添えて提出を求める声が多い
- ◆ 特段、共有する必要はない（6件）

➤大阪府における景観アドバイザー制度について

《市町村からの主な意見》

府景観アドバイザー会議実施にかかる留意事項

- ◆ 市町村の景観の特色や指針に配慮が必要
- ◆ 建築歴史的景観や土木景観の視点からもアドバイスがあるとよい
- ◆ 「義務的」とする事業規模については、全体事業費1億円程度まで引き下げることが望ましい

《市町村からの主な意見》

府景観アドバイザー会議と市町村景観アドバイザー会議の関係

府景観アドバイザー会議を市町村景観アドバイザー会議に替えることは・・・

- ◆ 可能と思われる (3件)
- ◆ 検討する余地はある (5件)
- ◆ 替えることはできない (1件)
- ◆ その他 (2件)

※回答に添えられたコメント

(回答:可能と思われる)

- ・市景観アドバイザー会議は任意制度のため可能と思われる

(回答:検討する余地はある)

- ・府景観アドバイザー会議での議論内容について整理が必要

(回答:その他)

- ・景観法及び市町村景観条例並びに景観条例等施行規則に基づき適正な法手続きを願いたい
- ・市景観アドバイザー会議について、対象事業を定める規定がなく、景観関連の協議や手続きにおいて、任意で実施しているため

府景観アドバイザー会議でのやり取り

- ◆ 市町村へ共有した方がよい (13件)
- ◆ 特段共有は要しない (4件)

府景観アドバイザー会議への市町村景観担当の同席

- ◆ 同席を希望する (12件)

※上記には、以下の回答を含む

- ・府景観アドバイザー会議の実施を市町村アドバイザー会議に替える場合は同席を希望する
- ・案件により同席を希望する
- ・傍聴での同席であれば議事録の提供のみでよいが、会議で発言できる立場での同席であれば、同席を希望する

- ◆ 同席を希望しない (5件)

➤その他の意見

- ◆ 各景観行政団体において、景観基本方針・景観誘導基準等が違うことから、先に各景観行政団体への早期相談(計画が立案される前までに)が必要
- ◆ 各景観行政団体においては、計画の通知および、各景観行政団体の景観アドバイザー会議にかけ、その景観行政団体のまちなみに沿うよう、指導・誘導していることから、大阪府が独自で行うであろう景観形成の目標設定や大阪府景観アドバイザー会議での意見と各景観行政団体が指導・誘導する方針等に疑義がある場合も考えられる
- ◆ 景観形成・景観まちづくりの観点から、各景観行政団体の意見を尊重すべきことを踏まえ、調整等に相当な時間を要することが想定される
- ◆ 進め方については、先に各景観行政団体の手続き(各景観行政団体の景観協議、景観アドバイザー会議等)を経て、今回想定される大阪府の制度手続き等に基づき進めるべきと考える